

第7回佐用町議会〔定例〕会議録（第4日）

平成18年6月14日（水曜日）

出席議員 (22名)	1 番	石 堂 基	2 番	新 田 俊 一
	3 番	片 山 武 憲	4 番	岡 本 義 次
	5 番	笹 田 鈴 香	6 番	金 谷 英 志
	7 番	松 尾 文 雄	8 番	井 上 洋 文
	9 番	敏 森 正 勝	10 番	高 木 照 雄
	11 番	山 本 幹 雄	12 番	大 下 吉 三 郎
	13 番	岡 本 安 夫	14 番	矢 内 作 夫
	15 番	石 黒 永 剛	16 番	川 田 真 悟
	17 番	山 田 弘 治	18 番	平 岡 き ぬ ゑ
	19 番	森 本 和 生	20 番	吉 井 秀 美
	21 番	鍋 島 裕 文	22 番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (0名)				
早退議員 (0名)				

事務局出席	事 務 局 長	岡 本 一 良	事 務 副 局 長	谷 村 忠 則
職員職氏名	書 記			
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町 長	庵 途 典 章	助 役	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛		
	総 務 課 長	小 林 隆 俊	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	岸 井 春 乗
	出 納 室 長	小 笹 和 則	税 務 課 長	大 橋 正 毅
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	達 見 一 夫
	福 祉 課 長	内 山 導 男	スポーツ振興課長	井 村 均
	農林振興課長	大 久 保 八 郎	建 設 課 長	野 村 正 明
	住 宅 管 理 課 長	田 村 章 憲	地 籍 調 査 課 長	清 水 好 一
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター所長	森 脇 正 洋	教育委員会総務課長	山 口 清
	教育委員会教育推進課長	芳 原 清 和	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南 光 支 所 長	森 崎 文 和	三日月支所長	飯 田 敏 晴
欠席者 (1名)	天文台公園長	黒 田 武 彦		
遅刻者 (0名)				
早退者 (0名)				
議事日程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1. 一般質問

午前 9時57分 開会

議長（西岡正君） 皆さん、おはようございます。定刻より若干早いんですが、全員お揃いでありますので、開かせていただきたいと思います。今日は早朝より大変御苦労さんでございます。一般質問につきましても、今日3日目で、本日2名残っております。

傍聴につきましては1名許可をいたしておるところでございます。御苦労さんでございませう。

なお、本日、天文台長が欠席との通知を受けております。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

議長（西岡正君） 直ちに日程に入ります。日程第1、一般質問であります。

15番、鍋島裕文君の質問を許可いたします。

〔鍋島君 登壇〕

21番（鍋島裕文君） 失礼します。21番、日本共産党の鍋島です。

私はまず、入札制度の改善について質問いたします。

入札適正化法では、その趣旨を、「すべての公共工事の発注者を通じて、1. 公共工事の入札及び契約の適正化についての基本原則を明らかにするとともに、2. 入札結果や受注者の選定過程等を公表することによる透明性の確保をはじめ、公正な競争の促進、談合や丸投げ等の不正行為の防止の徹底、適正な施行の確保を図るための措置を講ずることとする」としています。談合は工事配分を事前に行い、受注を確実にし、事業費を高止まりにするものであり、それをなくしていくことは当然であります。特に、落札率が95パーセントを超える本町の場合、入札制度を改善し、落札率を10ポイント下げることができれば、仮に年間13億円ほどの入札が実施されたとしたら、1億3,000万円からの節約効果による財源が生み出されることになるわけであります。この財源は、町民にとってかけがえのないものであり、当局の責任は重大と言わざるを得ません。

そこで、次の点について伺います。第1点目、新町になってこの間、11月1日から5月16日までで、発言通告は48件としていますが、49件のミスプリです。49件の入札が実施されています。その1、落札率95パーセント以上の入札は何件あったのか。その2、49件中の再度入札、つまり、2回の入札で落札した件数は何件か。このうち何回入札しても入札参加業者の中で最低値の札を入れる業者は決まっているという1位不動の法則が貫かれている件数は何件か。その3、この現状について問題であると思うが、町長の見解はどうか。

第 2 点目。町長選挙の公約どおり、入札の公平性と透明性を高めるべきであり、入札制度の改善を求めます。その 1、入札設計価格の事後公表を実施して透明性を高めるべきと考えるが、どうか。その 2、入札予定価格の事後公表は厳守されているのか。3 月 22 日に入札の「奥海桑村地区水道施設工事」の予定価格がひと月以上も公表されなかった事実があります。なぜか。その 3、一般競争入札の対象工事の基準について伺います。今年、公共工事をめぐる贈収賄事件で、元助役兼収入役や同市課長の逮捕者を出したたつの市では、対象工事額を一律「3,000 万以上」とした改革を本年度より導入しており、ぜひ参考にすべきだが、どうか。その 4、指名業者名の事前公表はやめ、談合防止の観点から事後公表にすることを求めてきたが、現状はどうなっているのか。その 5、透明性を高める施策の 1 つとして、入札実施予定日の公表や、入札会場の公開を実施してはどうか。見解を伺います。

次に、災害・安全対策について質問いたします。

第 1 点目として、災害復旧工事について、中でも 2 級河川の査定にかからない小規模災害復旧工事の現状について伺います。町民からは、未着工の災害箇所が多くあるため放置されているとの厳しい指摘が出されています。そこで伺います。その 1、町が把握している災害箇所数などの実態を旧町ごとに明らかにされたい。その 2、これらの箇所はすべて県土木に連絡されているのか。その 3、早期の復旧工事を県に要請すべきだが、町はどのような対応をしているのか。

第 2 点目に、防災対策について質問します。5 月 9 日の神戸新聞は、兵庫県が「治山治水 10 年防災計画案」をまとめ、06 年度早期に基本方針を定めると、報道しています。しかし、同報道では、土砂災害対策の整備完了までに 280 年、河川改修の完了までには 150 年かかる問題点も指摘しています。そこで伺います。その 1、一昨年の台風禍で、決壊、越流した河川災害箇所の堤防の嵩上げや、土砂掘削などの防災工事が未着工の現状を旧町ごとに明らかにされたい。その 2、決壊や越流した災害箇所は、優先的に防災工事がなされなければならないが、町の対応はどうか。その 3、越流のひとつの原因となった旧双観橋について、「橋を撤去し、歩道橋を」との要望が出されています。当局の見解を伺います。

第 3 点目に、安全対策について 2 つの質問をいたします。

1 つは、町営久崎住宅の排水溝は蓋がないため危険との指摘が住民からされている件です。同排水溝には構造上蓋が設置できるよう設計されており、未設置は当局の怠慢とも指摘をされています。そこで、その 1 として、仮に蓋の未設置で事故が発生し、人に損害を与えた場合は、明らかに国家賠償法の適応を受けると思うが、どうか。その 2、早急に対策をすべきと思うが、どうか。

もう 1 つは、旧上月町全域に設置されています地下式あるいは埋込み式消火栓の件であります。昨年 2 月の中上月集落の火災では、火災家屋前の消火栓の蓋が開かず、消火栓が使えなかったということがありました。当局は昨年 12 月議会で、場所によっては地下式からポスト式への変更も含めて検討すると答弁されていますが、検討結果を伺います。

最後に、町職員の諸問題について質問いたします。

第 1 点目として、3 月議会で私は、職員の暴力問題で一般質問したわけですが、その後の当局の対応について伺います。その 1、被害者が訴えたことにより、不利益な扱いを受けるようなことがあってはならないことを確認したわけですが、当局はどのような対応をしてきたのか。その 2、起訴猶予処分となった職員には、どう対処したのか。

第 2 点目に、合併から半年後の 4 月 1 日付けで、各支所の職員 2 名が本庁に異動し

たため、「支所機能の充実に逆行」との指摘があります。そこで、その 1、異動理由について伺います。その 2、「支所機能充実に逆行」との指摘に対する見解を伺います。

第 3 点目に、臨時職員のうち、スクールバスの運転手について伺います。旧上月町では 2 名の職員体制であります。そこで、その 1、有給休暇を保障できる体制となっているのか。その 2、合併前には、病気などの緊急時には笹ヶ丘荘の運転手が交代していたと聞いていましたが、新町になってできなくなったと聞きます。その理由について伺います。

以上、町長の答弁をよろしくお願いいたします。

議長（西岡正君） はい、答弁願います。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、町長。

〔町長 庵迢典章君 登壇〕

町長（庵迢典章君） おはようございます。それでは、鍋島議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、入札関係に関する件でございますが、入札率が 95 パーセント以上の入札件数につきましては、さわやか協議会分を含めまして 22 件ございました。

次に、2 回目で落札した件数は 14 件です。このうち、13 件が 1 回目の最低の業者が落札をされております。

次に、95 パーセント以上の入札、また 2 回で落札した件数などについて問題と思うがとの御指摘であります。入札率につきましては工事内容、また予定価格率の関係がありまして、一概には言えないと思っております。すべてがですね、95 パーセント以上というようなことであれば問題と言われれば否定はできないと思います。しかし、現段階において予定価格内であればですね、町といたしましては適正と判断をしなければならないと思っております。また、あの、ほとんどの入札が再度入札の場合ですね、第 1 回目の最低業者が落札をしている状況、この点につきまして、やはり不自然と言わざるを得ないというふうに思いますけれども、1 回の入札で打切れば問題はないんですけれども、やはり町の方といたしましても、設計の見方、いろいろと業者との見方というものが違う場合もございます。そういう中で、やはり現段階 2 回の集札を、再度入札をする以上はですね、入札業者に対して適性に入札するように指導すること、これしか今のところ方法はないというふうに思います。

次に、入札の公平性と透明性を高めるべきであるとの御質問で、当然そのようにしていきたいというふうに思っております。その中で、入札設計価格、入札というか工事の設計価格の事後公表をすべきだということでございますが、設計価格の公表につきましては、特に私はプラスになるものがないというふうに思いますので、考えておりません。

次に、入札予定価格の事後公表は遵守されているかということでございますが、予定価格の事後公表はすべて行っております。奥海の桑村地区の水道事業工事についての予定価格は公表されなかったということでありますが、本年 3 月までは各担当課で入札関係業務を行っておりました。担当課の方で不慣れな点もあり、開札結果表にですね、予定価格を未記入のまま議会事務局に報告したようでありまして、その後、記

入漏れの指摘があって、訂正をさしていただいたようであります。開札結果の十分な確認を行わなかったことが原因であります。本年 4 月からはですね、財政課におきまして、入札に係る関係事務を一括処理をしておりますので、今後はこのような間違いが生じないものと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、一般競争入札の対象工事の基準についてということですが、一般競争入札に付すかどうか、これは金額だけではなくてですね、工事内容等を考慮し、町内業者の育成という立場から、町内業者の参加の可能性があるかどうか、参加させるかどうかということも考えて、一般競争入札にするかどうかを判断していきたいというふうに考えております。基本的には、町内業者が参加できないような規模の事業につきましては、一般競争入札をやりたいというふうに思っております。

また、指名業者の事後公表につきましては、現在も実施をいたしております。あ、ごめんなさい。指名業者の公表ですね。公表につきましては、行っておりません。事後に行っております。

次に、入札実施予定日や入札会場の公開につきましては、入札工事閲覧名簿を備え付けまして、工事内容、入札執行日時、場所等を記載した書面を閲覧していただいております。入札会場の公開までは考えておりません。

次に、災害・安全対策についてということで、災害復旧工事について把握している実態をということでございますが、平成 16 年度に発生をいたしました佐用町内の 2 級河川、災害復旧工事その後についてであります。旧佐用町では補助分で 33 箇所、単独分で 30 箇所が完了し、7 箇所が未着手でございます。旧上月町分では、補助分が 18 箇所、単独分が 10 箇所完了して、6 箇所が未着手であります。旧南光町では、補助分が 13 箇所、単独分が 5 箇所完了し、2 箇所が未着手であります。旧三日月町では、補助分が 8 箇所、単独分が 3 箇所完了し、3 箇所が未着手であります。合計いたしますと、補助兼単独で完了箇所 120 箇所、議員お尋ねの未着手の工事箇所は 18 箇所となります。未着手につきましては、従来から県土木へ早急に対応されるように要望をしておりますし、先般も 18 年度の取組みについて早期に着手されるように要請をしたところでございます。

次に、防災対策について。河川の災害箇所の未着手の現状ということですが、防災対策工事ではあります。まず堤防嵩上工事についてですが、旧佐用町では 2 箇所完了、旧上月町では 2 箇所完了と、2 箇所が一部完了、また、2 箇所が未着手となっております。また、堆積土砂撤去工事の進捗ですが、旧佐用町内で 1 箇所が完了し、旧上月町内で 8 箇所が完了しております。旧三日月町では 1 箇所が工事の発注済みということになります。堤防嵩上げ工事の未着手区間につきましては、今後も引き続き早期着手を要望してまいりたいと思っております。

次に、旧上月の旧双観橋についてであります。今回の災害において議員御指摘の双観橋からの越水が原因のひとつと認識しておりますが、昨年県において橋の上流右岸、左岸とも暫定対策として、堤防の嵩上工事がなされておきまして、若干の解消がなされたものと判断しておりますけれども、課題があることも承知しております。今後におきましては、議員御指摘の旧双観橋を撤去し、歩道橋をという声に対しましても地元自治会を含め、各種関係機関とも連携を図りながら、慎重に検討する必要があるかというふうに思います。

次に、安全対策について、町営久崎住宅の堤防沿いの側溝についてでございますが、御指摘のとおり側溝は 50 センチから 70 センチと深く、また幅も 40 センチと大きく、転落防止柵もなく、危険な状態であることを認識しております。もしですね、事故が発生した場合に、御質問のように国家賠償の適用の場合もあるかどうかということで

すけども、もし不幸にですね、そういう事故が発生をすれば、町の責任ということも当然問われるというふうには思います。現況は農業用排水路も兼用されておりまして、過去の経緯も踏まえて、水利権者、自治会とも連携を図りながら、今後の対策を検討させていただきたいと思います。

最後に、職員の暴力問題、その後の当局の対応ということですが、3月議会にもお答えをしておりますが、不起訴処分ということで事件として捉えるほどのことではなくて、職員の意思の疎通が図れなかったものということで、職員の輪が大切であり、両職員及び全職員、お互い協力し合いながら職務に専念するよう喚起をいたしたところです。今も同じ職場で働きながら、不利益な扱いをしているような状況はございません。

次に、各支所の職員2名が本庁に異動したため、「支所機能の充実に逆行」との御指摘があるとのことですが、職員の適正配置ということになりますが、合併当初の人事配置につきましては、それぞれ各課の業務分担、事務量、旧町の人口等検討しながら職員を配置したところでありますが、岡本議員にもお答えしましたが、安定した行政運営には、今後まだ期間も必要でありまして、職員の削減、増減、人事の適正配置についても、今後いろいろと検討しながら計画的に進めていく必要があります。支所の職員の異動対応につきましては、窓口業務と地域振興、協働のまちづくり、町民の健康づくりを推進する体制で職員を配置しております。また、各課の業務をできるだけ支所で対応できるよう、町民の利便性を各課調整しながら業務を実施いたしておりますけれども、業務の状況等を鑑みて異動いたしております。現体制においても、特に支障はないというふうに思っており、逆行というふうには考えておりません。今後においても行政改革を推進し、十分検討しながら、住民サービス適正人事に努めてまいりたいと思っております。

次に、スクールバスの運転手の代替運転手の確保であります。今でも空いておれば笹ヶ丘荘の運転手が交代できる体制をとっております。また、町全体でもマイクロバス運転手、スクールバス運転手等、交代運転手も確保しておりますので、対応はできるものというふうに思っております。

以上、この場での鍋島議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） では、まず入札の関係の再質問を行います。

現状、まだ新町発足して、10月からですから、入札も49件ということで、ただ、先般、一昨日、6月2日に行われた入札の開札結果表をいただきました。この、6月2日には13件の入札が行われ、95パーセント以上が13件中5件、2回の入札、再度入札を行ったのが5件、言わずと知れたこの5件ともすべて一位不動の法則でありました。そういうことからすれば、11月からトータル62件、こちらのっております情報では、62件入札が行われたわけでありまして。それで、この62件から判断するのはどうかという面もありますけども、しかし、事態をよく見たら本当にずさんとも言わざるを得ないようなね、そういう実態ではないかというふうに私は感じました。旧上月町でもこういった事態があって、そのときに当時の中川町長この事実を突きつけたときには、上月町では何ら問題はないというふうな答弁をしたわけでありまして、現在の庵道町長の答弁で、不自然と思うという点ではね、これは事実をきっちと見れ

る、そういった点ではね、改善できる町長だというふうに、まず最初の答弁では思いました。そこで、その点できちっとやっていただきたいという立場から質問いたします。一位不動の法則というのは、これは 2 回の入札を行ったときに、最初の札を入れて不調で終わって、その 1 回目の入札結果を見ただけでね、次にだれが最低のを入れて、必ず落札するということが分かるというね、これが一位不動の法則です。今回佐用町でもこの 11 月からその件がトータルで 19 件、62 件中 19 件のね、入札で、もう 1 回目の見ただけでピタリと業者が分かるという、こういう異常な状況というのが一位不動の法則であります。町長は不自然というふうなことでありますけども、これは本来不自然というよりも、入札が真剣勝負の入札であったとしたらね、あり得ないことというふうに思うわけでありますけども。この 62 件中 19 件のピタリ一位不動法則の現状を不自然で済まされるのか、本来あり得ないことというそういう認識に立たれるのか。大事な点ですので、まずこの点をお伺いいたします。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まああの、今回のですね、合併後の入札、60 何件です。その中で 19 件ということでですね、全体ではありませんし、それぞれ真剣に入札はしていただいていると思いますし、そのような結果になっている入札もまだ逆にたくさんあるというふうに思っております。ですから、まああの、その言われる 1 回目の最低者が必ず 2 回目も最低という点、これはその中からその 2 回入札については表れているということですね。この点については、御指摘のように、すべてがそうになっていくということであれば、これは、私は不自然という表現をさせていただきますけれども、いわゆる確率的にですね、そういうことが起き得ないということと言われても仕方ないと思うんですね、これは。見られて。しかし、この件につきましては、じゃあ改善するためにはどうするのか。この辺は町として今まででもなかなかこの有効な手当というのはない。この点については、業者の皆さんがもっと真剣に、御指摘のようにやっていただくこと、考えていただくこと、改善していただくことしかないということで、業者の指導をしていきたいと、そういう考え方を持って、やっぱしやっていただきたいということで、業者の指導をしていくということしかないということしかないというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） 鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） はい。現状でもう 1 つの問題は、一位不動の法則については、業者の良心に委ねなければいけないというような立場というのはね、これはあまりにも受身的な態度であり、やっぱり積極的なね、改善策を町長は検討し、提起すべきだと。議会や町民に。この点は指摘させていただきます。

それから、落札率が 95 パーセント以上というのが、62 件中、トータルで 27 件。半分ですよ。半分近くが 95 パーセント以上の落札率で落としているという現状であります。それで伺いますが、この落札率が 10 ポイント当局の厳格なね、努力や入札の実施で 10 ポイント下がれば、当然のことながら、落札総額の 10 パーセントは下がると

いう当たり前のことになります。私はそれが 1 億数千万円に年間、佐用町ではなるのではないかというふうに思うわけですが。10 ポイント下げて、町民の血税あるね、また町事業の貴重な財源を作り出すという立場から、この落札率 95 パーセント問題を改善していく。こういう立場に立たれることは、考えは、ありませんか。

議長（西岡正君）

はい。町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君）

最小の経費でですね、最大の効果を上げる。これは行政の執行していく上での基本だというふうには思います。ただ、こういう事業を発注するときにですね、少なくとも 10 パーセント高いとか安いとかというふうなですね、単純な話ではございません。それぞれ、設計ということをして、基準単価というものを決められてですね、それは実態に応じて、社会の状況に応じて、物価に応じて、そういうものは変動しているわけですね。ですから、その計算上でね、今言われるように、10 パーセント減らせれば 1 億何千万、20 パーセント減らせれば 2 億何千万減るということは、それはすぐ計算では出ます。しかし、その 95 パーセントが高いか安い。これは、私はそのときのその設計内容にもよりますし、物価の変動にもよりますしね。また、私も設計価格に対して予定価格というものを設定します。その予定価格の設定にもよります。ですから、予定価格内、設計内であればですね、ある意味では、これは町として算出した適正な価格というふうに、一応判断をしなきゃいけない。それが入札の結果においてですね、安ければそれだけ安くできたということであり、それが 100 パーセントであっても、それは適正な価格であったというふうにこれ判断する。これはひとつの市場の原理というふうなものではないかというふうに思いますけども。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君）

鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君）

はい。ちょっとね、私はただいまの答弁、非常にね、傍観者の答弁というふうに聞こえるんですね。というのは、佐用町は何のために入札をやっているのかというこの基本であります。入札というのは御存じのように、業者間のね、自由な競争によってね、佐用町にとって最も有利な契約内容の相手方を決める手段。これが入札をわざわざやる一番大きな理由であります。いいですか。佐用町にとって一番有利な契約内容の相手方を決めるんです。自由競争によって。この原則からすればね、設計価格内、予定価格内であれば、適正な価格というふうな判断はね、何のために入札やるのかということになるんですね。自由な競争をさして、真剣な入札で、きちっとした仕事をやるのが前提で考えれば、佐用町にとって一番有利な入札というのは、これは最低制限価格で落としていただくことです。これが一番有利な佐用町にとって契約内容であり、入札のね、本来の姿であります。そういうことからすれば、95 パーセントが今言われた内容では設定価格を部切りしているから、予定価格がそのうちの 94, 5 パーセントで、その予定価格に近いところでの判断であればね、適正な価格というのはね、これはちょっと当局の責任者としてはね、あまりにもはっきり言ったら無責任と言わざるをえないようなことじゃないか。何とかしてね、町民のために、一番佐用町に有利な入札を実施するんだというふうな立場からでは、そういう答弁は出てこないんじゃないかというふうに思うんですね。当然、一番有利な入札するために頑張りますというふうな立場から考える必要があるというふうに思いますけども。

95 パーセント以上、この程度はあくまでも適正と言われるのか。やっぱり、佐用町にとって一番有利な入札を実施するには、これではあかんというふうに考えられるんか。この点をお伺いします。

議長（西岡正君） はい。町長、答弁願います。

町長（庵道典章君） あ、私は 95 パーセントが適正とは言ってません。びっくりしがね。ただ、あの、入札のこの行う目的というのは、やはり 1 つは今言われるように、町にとって一番有利なね、その発注者側として有利な契約を行うために、契約者を、発注者を決めるということですけども、もう一方には、公平にですね、これは発注者を決めます。町が一方的にですね、決めるのではなくって、競争によって公平に入札者を決めるということに目的があると思っております。ですから、そういう中でですね、結果によって、95 パーセントということが出て来てもね、これはその中であれば仕方ない、これは適正であるという判断をせざるを得ないということ。すべてが 95 パーセントということではないと思うんですね。だから、今言われるように、ほんなら 10 パーセントが、以上、ほんなら設計が高いんだということでもないと思うんですよ。だから、一律に当然この設計それぞれ工事の内容違いますから、ですから、今回の入札を見ていただいても、すべてその入札、結果的にですよ、入札率というのは、かなりの差があると思うんですよ。そういう札ですから、そのときの状況、また業者さんの工事に対するその取組み、これによってそこに、その中の幅の中でね、それぞれ差があって、当然だというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） 鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ちょっと時間がなくなっとなでね、あの、もうちょっとぜひ簡潔な答弁をよろしくお願いします。

まずね、95 パーセントの問題では、だれが考えても最も有利な佐用町にとって入札を町長が責任とってやるということはね、これはもう当然なことであり、公平の問題入れてもね、当然のことながら入札価格がきちっと仕事をするというのが前提だけでも、低ければ低いほどね、町にとってはプラスだというふうに、これは疑いのない事実だというふうに思いますので、この 95 パーセント問題は、たまたまね、1, 2 パーセント、95 パーセント越えたというような話だったら、その答弁でよろしいんです。ところが、62 件中半分以上が 95 パーセント以上というのはね、考える必要があるんじゃないか。このように提起しておりますので、この答弁と合わせて工事設計価格は公表してもプラスがないということでもありますけども、現状、工事設計価格を部切りして、予定価格を決めておられるというふうに先ほどの答弁で伺いました。そうであればね、透明性を高めるということからすれば、設計価格が何ぼで、一定割合を引いた予定価格は何ぼという、この関係を明らかにするということはね、95 パーセント問題にしても、何の問題にしてもね、町民にとって透明性は高まるし、もしも町長言っておられることが正しいんだってね、95 パーセントをかえても、予定価格をグッと下げとんだからええがなというような理解も生まれるというふうに思うんですね。そういうことからすれば、町民に工事設計価格を、もちろん事後でありますけども、公表するというのは、大事な内容だというふうに思いますけども、プラスがあるというふ

うには考えられないか。ぜひ、公開していただきたいと思いますが。

議長（西岡正君） はい。町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まああの、私は事後であってもですね、工事の設計というものの、価格というものが公表したときにですね、いわゆる予定価格を決める率、そういうものですね、当然はつきりとしてくるわけです。それがいいか悪いかですね。私はまあ、この発注者として入札に参加される業者の側から見て、だいたいこれぐらいだという想定をですね、されてという、もしですよ。そういうことが行われるとすれば、悪い方向に働くということで、これはやっぱし、真剣な見積りをしていただくという中でですね、やっぱり業者はそういうこと関係なしに、自らの設計見積りによって入札をしていただくということですから。設計価格というものは、この町として出すべきではないというふうに今は考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） 鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それだったら、予定価格も出せないでしょ。予定価格を出せば、逆にね、設計価格が、ああこの程度かなということ分かるわけであって、今の理屈で言えばね、予定価格も出せないという理屈になるというふうに思うんですけども。その辺りどうでしょうか。

それから、もう 1 点。時間がないんでね。指名業者の事後公表については分かりました。ぜひ、そのことでやってください。入札会場の公開までは踏み切らないということでもありますけども、入札会場は公開して何かまずいことがありますか。町民の目にさらして。

その 2 点、お願いします。

議長（西岡正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 特に、当然あの、問題はないというふうに思いますが。

21 番（鍋島裕文君） もう 1 点。予定価格を公表して。

町長（庵逄典章君） 予定価格ですか。予定価格は公表させていただいております。だから、それはあくまで最終的に、いくらで落札されたかというようにね、今御指摘のような問題、これも明らかにするために予定価格を公表しております。ただ、予定価格と設計価格との差というものがあって、それを明らかにするというのは一つひとつ違いますので、私はこれは逆に予定価格のその差というものがね、入札される側の業者さんの側にとって、推定されるような形になりますので、その点については必要ないというふうに思っています。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それから後、予定価格の事後公表の関係で、奥海桑村の水道関係については、担当課不慣れなためというね、そういうことでひと月も予定価格を事後公表できなかったというふうに聞きました。確認します。当然のことながら、何か入札したときの契約が特別な事情で契約を結ぶのが遅れたために、予定価格がひと月以上も遅れたということではないかどうかの確認。

それから、2 点目に、これは失礼だけでも、担当課の不慣れという町長の指摘に対して、これは担当課の課長にお伺いしたいんですけども、そういったことであったのか。

この 2 点をお伺いいたします。

議長（西岡正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） はい。1 箇月もということで、これは指摘があって初めて分かってるんでね、それが指摘が 2 箇月もなければ 2 箇月もということになってしまうんで、その期間の話ではありません。何も契約についてはですね、その落札した契約をしておりますのでね。はい。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） 担当課長。

議長（西岡正君） 担当課長。はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） はい。あの、町長が詳しく答弁していただいたわけでございます。そういった中で、私の方も十分な開札結果額等の記入欄を確認せずま、公表さしていただいたということで、大変申し訳なく思ってます。こういったことが今後ないように、十分担当課長としても、十分事務執行に当たっていきたいということで、よろしく御理解賜りたい。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃああの、1 点目の災害安全対策に再質問に移ります。

まず、この 2 級河川の査定にかからない小規模災害、査定にかかる分は極端に言えば放っといてもやってくれるというような実態がありますけども。それで、ただいま当局の集計によりますと、2 級河川で未着手、町内で 18 箇所ということでもありますけども、この間こういうことがあったんですね。住民からきつい指摘があって、これは去年の 12 月ですけども、当然、町を通じて、区長通じてね、2 級河川の災害上げてたということがあって、佐用土木に行ってその 2 箇所について調べてみたらね、土木の方にその箇所が上がっていなかったと。区長や住民は当然、災害ですから、当然区長に上げてたわけですけども。そういうことがありました。そういう経過からすればね、この 18 箇所というのも間違いなく町内全域見た場合に、2 級河川の小規模災害はこれだけなのかどうか。この辺りはどうだろうという気がするんですね。その点で、今まで区長通じて、また住民通じて、町に、まあこれ旧町時代ですけども、上がって居る

中で、すべてを拾い出して確認して 18 箇所というふうに言い切れるのかどうか。これ、大事な点なんでね、その点を答弁お願いします。

議長（西岡正君） はい、答弁願います。はい、担当課長。建設課長。

建設課長（野村正明君） あ、ただいまのことにつきましてはですね、申し訳ないんですけども、私自身はその旧町段階のお話だと思いますけども、承知しておりません。もしよろしければ、後程旧町のどこだということを教えていただいて、先般ですね、6 月 1 日に土木と今後の方策について協議しておりますので、その中に、この 18 件の中に入ったら安心なんですけども、その点逆に心配しますので、よろしく御指導お願いしたいと思います。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） この次の防災対策についてもね、実態、事実はどうなのかを的確にね、行政として把握していただく。で、把握して県土木等に要請していくことが大事かというふうに思います。その点で、この昨年の越流箇所等ですね、あ、一昨年の台風の、この間、旧上月でも自治会や何からね、あの、陳情書や一昨年からずっと上がってきております。そして、議会としてもね、県民局にその要請をしてきたという経過があります。そういうことも踏まえてですね、この決壊場所、現在未着手、嵩上げで旧上月で 2 箇所ということになっておりますけども、この実態把握でもう間違いないと思っておられるのか、それともやっぱり再度きちっと把握していく必要があるというふうに思っておられるのか。その点を確認したいと思います。

議長（西岡正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 度々申し上げますけども、先般最終いうんですか、18 年度以降の協議をする中では間違いのない数字だと思っておりますけども、自信はありますけども、人間のやることでございますから分かりませんけども。自身はあります。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ぜひ、自信持っていただくとともにね、正確な実態をつかむという点もね、ぜひよろしくお願いします。それで、旧双観橋について、町長はね、一因となった認識してるという点でね、私はきちっとつかんでおられるなというふうに思っております。私はね、この旧双観橋が越流する時点で、現場に土嚢積みになんてですね。土嚢を積もうとしていたら、ドッとこの越流してきて、もうあっという間に腰まで水つかったというふうなことで、いた数人は慌ててね、近くの電気屋さんに避難したということがあったんです。それからして、塞き止めたあの怖さというのは

ね、私は現場で体験してるわけでありまして、確かにこれだけが一因じゃないことは確かです。しかし、あれだけの流木や何やらがね、橋にかかり、いなわ、ごみ等でね、塞き止めるというようなことになる橋については、住民は非常に不安を感じるというのも当然なことだというふうに思います。答弁全体はそういった方向で今後地元と協議してね、真剣にやっていくというふうに答弁されておるんで、ぜひそういうふうにしていただきたいんですけども、それで町長に伺いたいんですが、その認識は私は正しいと思うんですけども、町長自身、今まで住民の方や関係者、それから話聞かれ、それから、県土木との話ですね、そういったことを町長自身はされたことはあるのかどうか。この点ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（西岡正君） はい。町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あの、双観橋についてですか。

21 番（鍋島裕文君） そうです。

町長（庵逄典章君） あの、地元の方とは話を聞かしていただきました。また、これについて県とはそういうことで、まだそういうその方針も町の要望という、できませんから、話はしておりません。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 確認ですけど、県土木に要望としてきちっと届けていくという点はいかがでしょうか。

議長（西岡正君） はい。町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） ですから、まああの、橋はですね、確かにどの橋においても、そういうごみがひっかかったり、いろいろとその川が流れるね、支障になるということは、もうこれはどの橋でも言えると思うんですね。ただ、双観橋の場合、あの、今回そういう被害があったということで、両側の嵩上げということで、基本的には堤防が低いということが 1 つは問題ですから、そういう対応をしてきたということです。この点については、県の方にもお話を聞いて、この対応をするということでね、それをまずやっていただいております。ただ、橋についてはいろいろと地元においてもですね、非常にまあ古い歴史がありますし、その双観橋を皆さん地域のやはりシンボルのようですね、そういう考え方を持っておられる、守っていこうというですね、そういう思いでおられる方もあるわけです。そうすると、橋をなくすだけじゃなくってですね、だから、その災害対策としてはそういう堤防を嵩上げするというような対策で対応ができるのであれば、そういうこともお願いすること、まずそのことを県がやっていただいたわけです。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 大事な点なんでね、あの、堤防の嵩上げ、確かにやりましたよ。あの、パラペット等でね。堤防の嵩上げをしたら、もうこの問題は、双観橋の問題は解決したというふうに思われるのか、それとも、あれだけの塞き止めて、住民が被害に遭ったという経過を見てね、町長としては問題あるというふうに感じるから、あれは町道なんですね。町がやろうという方向で出さないと、県はそれは町道じゃないかという理屈もありますのでね、よく調べて非常に危険というふうに判断すれば、町としても県に働きかけて、鉄橋や歩道橋の関係も含めて検討していくという、どちらの立場をとられるのかな。

議長（西岡正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然ですね、それ今対策としては、そういう応急対策をしますけども、それが危険かどうか、それは今後の川のですね、洪水の状況というのを想定していかなきゃいけないんですけども、そういうことで危険ということであれば、それは改善していくというのが、それは町の立場ですね。

〔鍋島君「はい、分かりました。はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） はい。それから、あの、久崎住宅の安全対策の関係、これはもう国家賠償を云々するまでもなくね、やっぱり損害を与えたら行政の責任になるということは明確にされました。それで、当然のことながら、事故を起こらない対策は、何も蓋をかけるだけじゃないというふうに思うんですが、必要だというふうに思いますけども、この点はもうあの、いつ起こるか分からないという問題もありますのでね、この間たまたま起こってませんけども。その点はそういう対策を早急に打たれるのかどうかという点と、それと、あの、消火栓の関係は答弁がなかったように思っとんでね、この2点をお伺いします。

議長（西岡正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 住宅のですね、側溝。これいつ頃私できたのか、まあかなり以前からそういう状況にあったと思うんですね。だからまあ、そういう御指摘というのがいつ頃からあったのかは、私知りませんけども、まあ今回初めてそういう話を聞かしていただきました。だから、担当課の方にもですね、それを確認をして、それに対する対策の方向、今言われるように、方法はいろいろとあると思うんです。何らかのまあ対策を講ずるということで検討したいということです。

それから、消火栓につきましては、あの、この問題があるということで、そういう指摘がありますけども、これは消防団の方にもお願いをしてですね、適宜点検をしていただくという方法で、まあそういう災害、緊急に問題が起きないようにしていただきたいということでお願いしております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それは、去年の 12 月議会のときにね、町長自身が、これは条例改正、例のあの火災報知器の設置するときの条例改正のときの質問の中でね、町長自身がそういう消火栓の構造問題も含めてね、場所によってはそれは検討していかないかんというふうに思うというような答弁をされとんですね。場所によってはですよ。全部するとは言っていないんだけど。その点はどうなのかということを聞いておるんですけど。

議長（西岡正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、それはあの、まだそういうことをやりかえるとかですね、そういうことまでは検討はされておられません。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ぜひ、検討してください。

それから、最後に職員の問題でうかがいます。まず、明確にします。3 月議会でこの暴力問題を取上げたのは、不起訴処分だったからではないんです。町長は不起訴処分というふうに答弁してますけども。不起訴処分というのは、犯罪がなかったということでもあります。この処分は、起訴猶予処分。起訴猶予処分というのは、暴力、犯罪があったという前提なんですね。それが前提でなされた処分ということでもあります。いろんな理屈や職員間の感情問題あったとしても、それは暴力でふるうということはゆるされない。これはもう議論するまでもありません。そこで、確認したいのは、この 3 月議会でこの問題を取上げたときに、当然この不利益な扱いをするようなことは絶対あってはならないし、させないという答弁もありますし、それから、もう 1 つね、町長は重大な答弁、重大というか、私にとってはぜひやっていただきたいと思ったんだけど、答弁されとんです。それは、この暴力ふるった本人に対してね、そういういろんな問題を含めて、「私自身が」、町長自身がね、「話をする」と、「一遍話をさしていただく」というふうに、3 月議会の答弁、これはもう議事録出てますから、してるんですね。当然、不起訴だったら私はすべきじゃないというふうに思います。冤罪ですから。事実じゃなかったんだから。起訴猶予処分ということであればね、やっぱりこういう答弁も当然出てくるというふうに思うんですけども、町長は本人にそういう話をされたのか。されてなかったら、私はぜひすべきだと思う。いくら理由があったとしてもね、いうふうに思いますけども。

この 2 点お願いします。

議長（西岡正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私も支配人にまあ行きましてですね、どういう状況、問題ないかということで、特別で聞きまして、まあその後仲良くですね、職場の中で働いておりますということなんで。今言われるように事件にもならないということですので

ね、ですから、それ以上本人、それぞれにですね、話を返って蒸し返すようなことはしたくないということで、話はしておりません。で、支配人に確認をいたしました。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） だったら、この3月議会の答弁は嘘だったということですか。
そういうことだったら。

議長（西岡正君） はい。町長、答弁。

町長（庵逄典章君） ですから、そういうことで、話を、笹ヶ丘に行ったんですけども、支配人にどういう状況を聞きましてね、問題はありませんということですので、その段階でそういう考え方で対処いたしました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まああの、あんまりね、細かなこと言ったらいろんな問題も、プライバシー問題もありますのであれですけども、私はぜひね、行政の責任者としてね、やっぱり当たり前のことなんだけども、こういう暴力問題良くないという話をね、きちっとすべきだと、本人にね。これも当然のこと、蒸し返すというような問題じゃないんですね。こういう事実があったわけですから。その点で、きちっと話をしたいと思いますが、最後のその町長の気持ちを確認します。

議長（西岡正君） はい。町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まああの、再度、笹ヶ丘荘の責任者とも話をして、どういふに話をしていくか。状況を確認しながら考えます。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 支所機能の充実問題で、「逆行」というふうに指摘があって、そうでないという答弁をされとるわけだけども、これで確認したいんですが、この支所機能や出張所の存続、これはね、合併による弊害を緩和するため、いわゆる合併のひとつの目玉というふうに、政策だというふうに思ってます。そういうことで、本来、人事のことについては、議会は何の権限もありません。町長の権限ですから。私はこれ単なる人事問題じゃなくてね、町の合併に対する政策問題としてこの問題を伺っております。このことを確認しておきます。

それで伺いたいのは、最初配置したけども、忙しくなくなった、必要なくなったから各支所から2名ずつ6名の職員を本庁に呼んだのか。それとも、必要だったけども、

本庁が忙しいから呼んだのか。この点まず、答弁お願いします。

議長（西岡正君） はい。町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まああの、実際に合併時点におきましては、いろんな業務を想定して配置をしております。しかしまあ、半年間ですね、それぞれの担当課、それぞれの業務を行っていく中でですね、やはり実際の仕事の状況を見て、バランス的ですね、支所の今の仕事、状況等、各担当課の配置したところというのは、非常にまあ仕事が重複して忙しいと。その辺のバランスをとるためにですね、異動したということでございます。決して、ほんなら支所が余ってるとかという意味ではありませんけれども、まあ、そういうことですね。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まああの、支所がする仕事がないから引き上げたということじゃないというふうに、今答弁されましたけどね。やっぱり元々のね、支所機能の充実ということからすれば、半年後に職員を減らすというようなことはね、町民に対する影響もありますし、それから 2 点目には、やっぱりバランス的にそれほどの仕事がないというふうな判断されるんだったら、やっぱり支所としての仕事もね、やっぱりもっと町民にサービスするような方向で考えるべきだというふうに思いますけども。やっぱりそういった点からしたら、町民的にも見て、さっと 2 名ずつ引き上げたというのは、大きなマイナス面があったというふうに、私は思いますけども、町長はそうかんがえられないかどうか。この点を確認します。

議長（西岡正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、逆に半年後ということでしたらからね、余計まあそういうことについては迅速に対応していかないと、やはり業務に、逆に町民に対するいろんなサービス、行政サービスの面でですね、支障をきたすということです。全体のバランスの中で、そういうことが出てくれば、早く対応するというのが、私は合併後必要な、迅速に対応することが必要な対応ではないかと思っております。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、確認します。スクールバスの関係なんですが、まああの、2 名の体制の中でね、生身の体ですから何があるか分からないという状況の中で、従来は、旧上月町時代は、笹ヶ丘の運転手さん含めてね、対応されてたという、私は当時から知ってるんですけども、新町になったら、ひとつのこういう理由ですよ。笹ヶ丘荘は商工観光課、それから、スクールバスは教育委員会。そういうことで、課が違うからそういう乗入れ的なことはできないんだというようなことがあるように伺ったわけでありまして。本来、この小さな町でね、そういう対応というのは、もう

大問題だと思いますけども、そういう対応は絶対ないのかどうか。当然、従来どおりケースバイケースによってね、従来どおりのそういったことをやって、いわゆる課によるセクト的な考え方、私は初め、合併後出てきた一番弊害だというふうに思ったんです、話聞いたときに。小さな話だけど。そういうセクト的な考え方でそういったことはないのかどうか。その点を確認いたします。

議長（西岡正君） はい。お答え願います、町長。

町長（庵逄典章君） あ、そういう考え方をもし持っているような職員があればですね、それは是正しなきゃいけないと思ってます。そういう考え方を持つべきでは当然ありませんし、当然連携をします。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まああの、入札問題、それから、災害問題含めてですね、それから、この職員問題も本当に町民にとってね、当局のどうこう改善していくかという姿勢が非常に問われているというふうに、私は思います。まあ、その点で、ぜひね、庵逄町長、今回の質問を参考にさせていただいてね、改善する点は改善していくという、そういう立場で臨んでいただくことを要望して、私の質問を終わります。

議長（西岡正君） 鍋島裕文君の質問は終わりました。
ここで、あの時計で 5 分まで休憩をいたします。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

議長（西岡正君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。
19 番、森本和生君の発言を許可いたします。

〔森本君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい。

〔森本君 登壇〕

19 番（森本和生君） 19 番、森本でございます。
私の通告しておりますのは、この表では 3 問いうこと、質問件数 3 って書いてあるんですけど、4 いうことでございますので、御訂正をお願いしたいと思います。
風倒木処理、森林復旧対策についてでございます。
平成 16 年の夏から秋にかけて、4 つの台風が本町にも近づき、暴風、豪雨による大きな被害をもたらし、特に台風 21 号、23 号では、家屋、田畑の損壊、浸水など甚大な被害を受け、町民の生活に大きな危害を受け、大きな影響を与えております。森林についても風倒木や山崩れ、水害など、かつてない被害を受け、森林被害だけでなく、土石や流木を

交えた洪水による下流、集落への浸水や、河川の氾濫など、生活基盤を覆す大きな被害を与えております。上流部の森林の痛みは、森、川、田畑、道、住宅等とつながる中で、下流ほどその影響が増幅されることから、山間部だけのみならず、中下流に暮らす人々にも森林整備の重要性や必要性を改めて認識させられたところでもあります。このため、森林の防災面での機能強化を早急に、確実に進めるなどの取組みが不可欠となっております。

1、今日までの風倒木処理と森林復旧状況はどうか。また、風倒木の処理が遅れ、被害の申請をしているが、何の返事もないとの声を多く聞きます。今後の対応を問うものであります。

2でありますけれども、風倒木等による林道、作業道の復旧見通しを問うものであります。この問題につきましても、昨日も各議員から出ておりましたんですけれども、重複点は避けながら進めたいと思っておりますけれども、もう少し詳しく聞きたいところにつきましては、重複する点があると思っておりますけれども、よろしくお願いします。

2、安全、安心のまちづくりについてであります。平成16年に発生した台風被害からの教訓や、地震による災害を念頭に、災害を未然に防止するため、道路、河川、急傾斜地等の定期的な安全点検や、危険箇所の早期改修に努めていると思うが、対応を問うものであります。新町の公共施設の安全性と自然災害の対応であります。2番、災害発生における被害を最小限に抑制するため、ハザードマップの作成について問うものであります。

3、若者定住につながる快適で便利なまちづくりについてであります。新町のまちづくりでは、「ひと、まち、自然がきらめく共生のまちづくり」をめざしております。一人ひとりを大切にする地域住民の触れ合いを通じて、住民一人ひとりが社会に参画し、子どもも、高齢者も、障害のある人もない人も、すべての町民が安心して暮らしていける福祉社会を築き、地域の貴重な財産であり、美しく安らぎが実感できる自然環境を守り、住みよい定住環境を整えていく。若者にとって、魅力の持てるまちづくりを築くと基本理念であります。新しい町になりまして、最低今日まで、自宅の前まで自動車が入れない家があります。若者定住につながる快適で便利な町とはほど遠い環境であります。早急に対応すべきであると思っておりますが、問うものであります。

4、県道中三河佐用線のその後についてであります。昨年12月議会において、県道中三河佐用線の開通事業は、地域住民の要望が多くあり、早急に対応すべきだとの必要性について質問したところであります。町長は、「中三河佐用線は新町の最有力課題として取上げたいが、地域の要望をきちっとして、計画を町が持って、要望をしていくということは大事だ。地域の皆さん、議員の皆さんにも御協力をいただいた中で、事業が実現できるように取組んでいく」との回答であります。その後の対応を問うものであります。

明解な答弁を期待するものであります。以上です。

議長（西岡正君）

はい、お答え願います。町長。

町長（庵逄典章君）

それでは、一般質問の最後となりましたけれども、森本議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

最初の風倒木復旧処理の復旧状況等、処理の対応が遅れている今後の対応はという御質問でございますが、森林被害区域面積が343ヘクタールで、17年度までの処理済の面積は124ヘクタール。進捗率は36パーセントとなっております。現在、着手中が48ヘクタールで、これを含めると、172ヘクタールとなりまして、進捗率は約半分となります。

県は18年度におきまして、風倒木処理事業を終了するようにと予算措置がされております。本町の森林組合では、現在、町内外企業を含め、53人で処理事業に当たっておりますので、年度内に事業が完了できるよう、協議、調整を行っておるところであります。

次に、林道作業道の復旧についてであります。矢内議員からの御質問もありましたけれども、風倒木処理を優先して処理を行っております。林道作業道の災害復旧につきましては、受益者と現地確認を行いながら対応しているのが現状でありますので、今後十分に受益者、地域の皆さんとの協議の中で町としてもできるだけの方策を考えていきたいというふうに思っております。

次に、安全、安心のまちづくりについての、公共施設の安全性と自然災害の対策ということであります。平成 16 年度の台風は、本町にも大きな被害と傷跡を残しました。また、あの痛ましい阪神淡路大震災から既に 11 年以上が経過しておりますが、それを追うように次々と地震も発生し、今、世界中のあちこちでも大きな地震、また洪水等、災害が発生をしております。

そういう中で御指摘の公共施設の安全性につきましては、現在の基準は、昭和 56 年に大改正され、新耐震設計基準に基づき、昭和 56 年 5 月以前に建築確認を受けた建物を対象に、学校など耐震診断を受けております。耐震強度の不足する建物につきましては、この役場の本庁舎やまた学校校舎など、このようにまあ耐震補強という形で工事を行っております。今後も必要な建物につきましては、耐震補強工事を行っていききたいと考えております。特に、学校関係では、久崎小学校の体育館を近々に入札を行い、改築をいたします。また、来年度、19 年度には上月小学校の体育館の改築、また校舎の耐震補強ということを計画をいたしております。また、公営住宅等の耐震化につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正する法律が本年 1 月 16 日に施行されたことに伴いまして、昭和 56 年 5 月以前の建物につきまして、順次耐震診断を行ってまいりたいというふうに思っております。

続いて、ハザードマップの作成についてであります。本年 4 月 4 日、県知事より千種川・佐用川・志文川の浸水想定区域が指定されたことに伴い、町は洪水による人的被害を軽減するため、洪水ハザードマップを作成、配付し、住民の皆さんに周知することが義務づけられました。現在、新佐用町の地域防災計画策定と合わせて、洪水ハザードマップ作成業務を業者に委託いたしまして、準備を進めているところであります。ハザードマップの内容は、対象河川ごとの浸水予想範囲の浸水の深さ、土砂災害危険箇所等の位置情報をカラー表示するほか、避難場所、病院等の防災関連機関を明記するとともに、非難時の心得、防災知識などを記載して、住民の防災意識を啓発できるようなものにする予定で、これらの情報を電算化して、ホームページでの公開や、今後の更新にも容易に対応できるようにと考えております。なお、洪水ハザードマップにつきましては 10 月、地域防災計画については来年 2 月の完成の予定であります。できるだけ期間が短縮できるように努めていきたいと思っております。

続きまして、若者定住につながる快適な便利なまちづくりについての御質問であります。各戸家までの自動車の乗入れが不可能な該当箇所は、まだ確定数値は把握をしておりますが、旧町ごとにいくらあるかということ想定をいたしております。旧佐用町におきましては、平成 13 年度から 16 年度に相当数の路線で、町道、私道問わず、5 パーセントの負担をいただきながら舗装整備を図ったところでありますが、合併後におきましても、私道整備事業として対応可能ですし、町道未認定の生活道路改良につきましては、用地について分筆を経ての無償提供と、完成後には町道認定としての位置づけを条件に経費の負担を免除することができるようしております。今後、事業の周知徹底と該当箇所の掘り起こしを行い、予算の範囲内ではありますが、鋭意取組んでまいりたいと思っております。

次に、中三河佐用線のその後の対応ということのお尋ねであります。この件につきましては、昨年の 12 月議会でご質問をいただき、答弁をさせていただいたところでございます。本路線は、中三河地域住民はもとより、宍粟市千種町住民にとっても直線距離で佐

用町の市街地への最短ルートでありまして、当然、消防署、中国道、あるいは国道 373 号線への最短アクセス道路であります。そういった観点から、本路線は地域住民の利便性の向上に非常に意義のあるものと認識をしております。いわゆる、通行不能の延長は約 2 キロであります、しかし、未だにですね、三河バイパス工事も完成の目途が立っていない中でありまして、全線改良開通の事業着手は現時点では非常にまだまだ難しい状況であると思っております。しかし、幸い県におきまして、西播磨くらしの道づくり事業での対応をいただいております。昨年度 1 箇所、本年度は 3 箇所の待避所の設置を考えていただいております。今後とも全線事業に向けて、地域の皆さんとともに考え、連携し、粘り強く県に働きかけていきたいという考えでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、森本議員からの御質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡正君）

森本和生君。

19 番（森本和生君） はい。再質問します。あの、先日から私で 15 名の議員の質問があったわけなんですけども、あの、まあ聞いておりますと、町長がほとんど、九十何パーセント町長が答弁、大変やと思います。こんだけ、教育長、助役ほか、課長、立派な方がおられますんでね、町長、あの、議会答弁だけでもこういう形でやられておる。町長、僕らの目指す町長はね、やっぱり確かに全部の新しい町の問題について網羅しておくということをしておく町長というようなことを、それは当然目指すんですけれども、あの、本当にあの、こんだけのことを全部答弁していき、こんだけの問題を全部把握していくというようなこと、なかなかそれはできるもんじゃないと思うんですけれども。とりあえず、町長、もっともっと優秀な職員にいろんなことは任してね、答弁だったら、1 点か 2 点、最後に町長が答えると。また、聞くと。町長の意見を聞くというような形でやっていかないと、本来、町長、役場の町長室へ行っても町長おれへんわと、県に行っとうでとか、東京に陳情に行っておりますとか、住民の声を聞いておりますとか、聞きに出ておりますとかいうような形で、そういう形の町長であってほしいなと思いますし、ええ意味と悪い意味とそこにはあるんですけれども、当然、もっともっと町の将来についてしっかりと、わしはこうやるんやということで、予算編成は町民の要望を一番に取り入れた予算編成をして、こういう形の新しい町を作っていく。将来、5 年後、10 年後はこうするんだというような、そういうきっちりしたビジョンを持ちながら、こうやってもらって。あと、予算が通ったらね、後のいろんな問題については、その部署の課長、また助役なりが一生懸命それにやっていくというような行政機構、行政体制で、全員で進んでいただき、町長にもうちょっとゆっくりしてもらって、いろんな発想を考えて、練っていただきたいなというようなことを思っております。

そこでまあ、あの、私の質問の答弁についてはね、できたら町長には聞きたいんですけれども、町長ではない方にいろいろと聞かしてもらった方がえんかなというふうに思っておりますので、4 番目の県道中三河佐用線のその後についてということで、今、町長が県に一生懸命全線事業について取組むことを要望しておるという返事でありましたんで、とりあえず、私もこれ、昨年 12 月にこの質問をさせていただきました。町長は、当然事業ができるように取組んでいくというような形の答弁されましたんで、こういうことについてはね、やっぱり、助役、あるいは、その担当課長がね、そういう形で住民の声を聞きながら、議会の協力を得ながらいうようなことの答弁があった以上は、相当動いてもらおうと思いますんで、あの、これ助役に聞いたんがええ、助役もあんまり話聞かないんで。助

役、どうでしょう。この山、あっこはこういう山やっていうようなこと行って見られたとか、住民の三河の人、奥長谷の方の人、その周辺の人にこの道がどうやと、皆さんの要望はどうやというような、そういうことは行かれましたか。助役。

議長（西岡正君） 一応、質問は町長になってますので、町長の方から助役って言うていただく、そういう順序だけひとつお願いします。町長、はい。

町長（庵逄典章君） あ、まあ、そういういろいろな御配慮、御意見もいただきましたけど、あの、やはり私はあの、一般質問は町長にいただく質問です。基本的にはやっぱり私がやはり関係課、担当課いろいろと話を聞いて、私なりに答えをさしていただかなきゃいけないというふうに思っておりますしね、また細かいこと具体的な内容については、当然私1人で把握できるものでもありませんし、まあこれだけあの、それぞれたくさんの職員、課長がそれぞれの仕事に専念していただいておりますから、十分に精通していただいておりますから、その回答もさしていただきます。まああの、そういうことで、あの、私なりに一般質問につきましてはね、あの、基本的に私が答弁させていただくのが適切だというふうに思っております。

あの、この中三河線につきましてもですね、あの、県の方の土木の所長、いろいろと話はしてきました。あの、しかし、私も答弁させていただきましたようにですね、まだ問題は、この三河地区におきまして、三河のいわゆるバイパス工事ですね、この事業はですね、私はもっと今年開通するんだと、以前にですね、もう問題解決されて、これが一応この三河バイパスと言われた事業がですね、完了するんだというふうに認識をしておりました。しかし、実際、その合併後、私も三河の方に上がらしていただいてですね、まだ、今着工してるところでさえですね、共用開始ができない。それで、その後ですね、そのまだ未着工、改良しなきゃいけない計画のところというのがですね、計画の変更もあってですね、まだ見通しが立ってない。地元の皆さんもこの件について了解されてなかったらいろいろと問題があって、県にも何回も私も一緒に行ってですね、当初の計画の変更、今後の対応、そういうことを話をしてくております。こういうですね、やっぱり県事業として大きなひとつの事業として取組んでいる問題をね、一つひとつ解決していかないとですね、次の事業への、そのいくら話をしてもね、県としてもなかなか真剣にこの次の事業として取組んでいただけないのが現状だと思います。道路予算も非常に削られて厳しい中でね、やはりあの、これはどうしたってすべての事業を県にお願いをしていかなきゃいけない事業ですから、そういう意味で、私はまず全力を挙げて今の三河バイパスの事業の完了を目指しながら、この中三河線については、今後地域で要望書を上げたりですね、あの、県にこういう事業としての認識をしていただくという、まず基礎的な取組みからね、進めていくべきだ、いかなき実際には実現しないなという考え方を持っております。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） 森本和生君。

19 番（森本和生君） あ、三河バイパスについてはね、20 年ほどかかってまだできないというようなことも、私も聞いておるんですけども。そういうことができないのに、この中三河佐用線っていうようなとこまで考えられないというような感覚も県にはあるということもあるんですか。そこには。

議長（西岡正君）

はい、町長。

町長（庵逄典章君）

考えられないんじゃないかと、事業の路線を何本も同時に着工していくというですね、そういう県にも余裕ありませんし、何としても県としては最優先してね、今まで投資してきたその計画している路線をですね、開通しないとですね。全く今まで投資してきたこと自体が無駄になってしまうわけですから。そういう問題もやっぱり解決しない中でね、新しい、まあ言わば、前からの要望がありますよ、中三河線についてもね。しかし、この路線、少なくともこの不通の期間、今通行不能の区間は２キロぐらいありますけども、その前後あって、非常に全線の計画をきちっとしていかないと、本来の目的が達せない、言えば新しい本当に事業になります。そういうものに取り組むためにはね、やはりそういう問題の見通しというものをある程度つけないとですね、話をする土台ができないということです。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君）

はい、森本和生君。

19 番（森本和生君）

県の方に対してのね、要望はそういうことのようにですけども、住民の意識としてはね、当然必要性は感じておりますし、まあ合併の効果というものがそこに出るといことも、12 月議会でもいろいろ話はさしてもろたんですけども、あの、住民の方にもね、当然あの、話をしながらその必要性というものも十分に認識をしていくということも大事なんで、これからはドンドン住民の中に入ってね、そういう意見を聞いてもらいたい。それでまた、議会も協力するという体制を作っていくということは、この事業の実現に向けてね、ほんまに町としても必要であるってというような感覚を持って、県に話をするという意味がそこにあるんだろうと思うんで、その辺しっかりとやっていただきたいなと思います。

次に行きます。風倒木についてなんですけど、これはあの、昨日ほかの議員の方が聞かれておりますのであれなんですけど、もう一度あの、重複することもあるか分からんんですけども、風倒木についての処理の必要性ということが十分これも認識できるんですけども、この風倒木の処理についてはね、12 月議会に私も質問しとんですけども、あの、森林被害の面積 343 ヘクタールっていう復旧倒木処理の目標年度は 3 年延長して、平成 21 年までの計画であるってというようなことで、そのときはその話があって、その以後、先日から話がでておりますように、18 年度中に何とかやっていくんだというような形の県の姿勢であるという話は聞かしていただいたんですけども、問題は、当然、18 年度中にやってもらうことはええことなんで、やってもらったらいいんですけども、今まで 3 年延長するっていうことをね、住民の方って言いますか、山を持っておられる方にそういう宣伝が行き届いておる。ほいで、先日も「申請に関係課の方に行ったんですけども、申請は受付けないというようなことで、これ以上、受付けない。また、ある職員に聞くと、昨年の 12 月で締切ったんだというようなことを言われるんで受け取ってもらえない」いうことを言われる方がおられて、「いや、そうじゃなしに、とりあえず受け取ってもらえない」と、「申請を出して、受け取ってもらって、それから話になるさかいに、とりあえず申請を拒まれたら困るんで」という話もしました。それが 1 つと。もう 1 つは、あの、昨日も話が出ておりましたけれども、その風倒木の処理についてのね、「自分の山、またその山の被害を見に行き、写真を撮って来いと言われるんやけども、それまでに行けない、道が開かない、道に倒木しとるさかいに入れない」というようなことで、申請を今

まだ出してないんだというような方もおられると思うんですけども、その情報提供だけきっちりとね。例えば、18 年度中にやるについてはもう、この 3 箇月ほどに申請はきちっと出してくださいよとかいうようなことも含めてね、あの、山を持っておられる、申請をしようと思われる方にしっかりとその申請の期間はこういうふうに変更になりましたよということを言ってもろとかなんだら、3 年延長するっていうことで、その人らあも当然、そのうち何とか自分ででも山に入れるだけの作業をして、申請を 3 年延びたんだったらそのうちにしたらええなっていうようなことで思っている人もあると思うんです。それから、その辺のことどうですか。

議長（西岡正君） はい、お答えください。

町長（庵迢典章君） 課長。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） まあ、後から出てくる申請については現在受付けの方はやっておりまして、作業についてはあの、前に申請していただいた方をですね、優先的にまあ、施業の対応をするということで、県の方にも後から申請が出てくる分についても、今後のですね、書類の対応ということで、協議をお願いをしております。それと、今まだあの、道が通れない状況でまだ確認が出来ていないというようなことを言われております。そういったところも確かにあろうかと思えます。そういったところはですね、まあ、3 割以上の、一反以上の被害があるような場所については、また申請をしていただいたら、受付はさしていただいて、今後ですね、県との調整もさしていただきたいというふうに思っております。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） 森本和生君。

19 番（森本和生君） その申請についてね、受け取っておりますということの話だったんですけども、それは再度お願いに行って受け取ってもらただけで、そのときは受け取れませんよって言うて帰された人もおるでしょ。申請。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 私、ちょっと確認したんには、あの、申請が出てきたものについては、受付はしておると。職員はそれは言うております。それは、はね返したとかそういうふうなことは、ちょっと聞いておりません。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡正君） 森本和生君。

19 番（森本和生君） はい。まああの、その辺は、受け取ってもろとんだったらえんですけれども、そういう対応が行われとったいうことは事実のようです。そやから、その辺のことはね、今話しておりますように、申請はほんならいつまでね、申請を受付けるんか。それはどうですか。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） いつまでいう、まあ、できれば、こちらとすればですね、分かった段階で早く申請をまあ、もらう方がいんですけども、こちらとしても県の方へのお願いのこともあります。ですからまあ、できるだけですね、こちらとすれば、分かった時点で早く申請はお願いしたいというふうに思います。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） あの、まああの、申請の問題についてなんですけれども、とりあえず、一番初めの平成 16 年の台風のその倒木したときからしばらくの間はね、一番の問題は、その山の持ち主の負担がね、負担金がある程度出してもらうようなことの、当然いろんな事業の分け方はあるんですけども、当然山主の人は負担金というものは要る山もありますよというような形の宣伝言いますか、そういう情報がずっと流れていったんで、山持っとう人はね、一番の問題は、これ以上山にね、お金をかけるということはもうしたくない、できない。そやさかいに、何とか山を再生してもらいたいんやと。そやさかいに、あの、まあ、倒木の処理をして、それから、再生のための植林をして、何とか山を守ってもらいたいんですというようなこと、僕らあもずっとこうお願いしてきたんですけども、あんた何でそないに山のこと本気でするんやということ言われるんですけども、山が荒れて再生できなかったら、今もお話しましたように、その二次災害で、あの 16 年の台風のときにも、この辺水害で床上浸水するようなことが、当然二次災害で町うち、川下の人が一番困るようなことの 1 つの原因は、山が荒れとうから、何とか山を再生してもらいたいと思て一生懸命やりよんですっていう話をずっとこうするんですけども、その辺の情報が先に行ってもてね、これ以上山にお金をかけるんだったら、山ほたがいとった、もう私らあ負担金なんかとてもじゃないけど、これ以上山にはお金をかけたくないですよっていう人が相当あると思うんです。そやから、その辺の情動的なもんはね、きちっと広報誌などで、また申請については、早急にしてくださいと。また、山に入れないところについても、当然あの、倒木処理をするっていうようなこと、自分ででも何とか行ってできなくても、入れなくても、自分が持っとう山は何ヘクターあって、どういう状況か分からんけども、申請だけはしてくださいっていうようなことも含めてね、情報提供だけは親切にしてあげるっていうことが大事なんじゃないかなと思うんですけどね。課長、どうですか。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） まああの、16 年の災害でですね、当初はまあ、地元負担、受益者負担が要るというような話がですね、県の方がその負担を県の方も持つという

ことで、標準事業費以内であればまあ、個人負担は要らんというようなことになってきております。まあ、それはですね、合併前からの災害でありますので、まあ、旧町ごとにですね、特にまあ、佐用、南光、三日月の方がひどかったわけなんですけども、そういうふうな旧町ごとに、そういうふうな受益者負担は標準事業費以内であれば要りませんよというようなことは、連絡はされておるといふふうに私は思っております。確かに、その、まだ申請がですね、あの、出てない、奥地の方の状況、まあそういうふうなことは話を聞いたりします。それと、もう 1 つは、まあ森林に対する、山を見ればですね、施業の植栽というのが条件になっておりますので、意欲がないといった方、私も現地でまあ保安林でしたけども、そのですね、災害復旧に当たって地権者と話したんですけども、意欲的にはだいぶ遠のいておられる方もあります。「ほたがいといてくれ」というような方もあったんですけども、そういうわけにはいかないということで、後の二次災害のこともありますので、一応承諾していただいたというようなこと、地域もございます。そういうふうな状況です。非常にまあ、これからも申請はですね、現地見て、まあ個人負担が要らんというようなことですね、できればまた出てくるのではないかなというふうに私は思っております。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） あの、当然出てくると思います。それであの、それ先日も出とったんですけども、道にね、あの、植林しよう木が倒れて入れないというようなことについてもね、この風倒木処理の事業の中でね、その事業の中で道を開けていくということもできますのでね、その辺のことを、当然あの、風倒木処理の面積のカウントの中に入れていって、とりあえず道を開けようやということで、その申請をしてもらわなったら、その風倒木の処理もできませんので、道に倒れとう処理も。そやから、とりあえず、そういう人も道をふさいどうような木についても申請を出してくださいという、それで、今言われた標準事業費の中でね、まあ公費負担 100 パーセントで何とかできることについてはやりたいと、できることについて、まあ今まで標準事業費でほとんどできとうということも聞いてますので、負担金をもろたいようなことも聞いてませんので、そういうことがあるんだったらね、それも一緒に何とか山に入れたい倒木については、風倒木処理の事業の中でカウントしていくというような形で、負担金がなしに山が道が開くがなというようなことも含めてね、その住民にきちっとしたそういう情報提供をしていくということは、一番大事じゃないかと思うんですけどね。それだけしてもらえますか。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） まああの、県の治山課または森林林業課等の今後ですね、調整会議等もするわけなんですけども、二次災害対策ということもありまして、治山課等とも今後協議をしていくわけなんですけども、そういった現地確認をしまして、まあ、地域の人も当然まあ一緒に立会いしていただくことになります。まあ、そういうふうなところでですね、話もさしていただきたいというふうに思っております。それとまあ、林道作業道については、まずは倒木申請出ている箇所については、そういった書類によりまして、いくらかは

倒木しとう障害になっている作業道、林道等の木がですね、幾分かは除去されるというふうに私は思っております。今後ですね、その作業道、林道等の対応については、その後、予算的なこともありますので、単独事業というようなことになってきょうかと思っておりますけれども、今後そういうことを検討していきたいというふうに思っております。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 2 番に入りたいと思います。安全、安心のまちづくりでありますけれども、まああの、公共施設についてね、あの、先日も新聞等で出ておりましたけれども、公共施設の耐震診断をしてないというようなところがたくさんありますよというようなことが出ておりましたけれども、新しい町の公共施設、庁舎、それから学校施設、それから公共的ないろんな公民館とか、公民館ってその集落の公民館じゃなしに、公の、町が管理しとうようなそういうところは、ほとんどのところはもう 100 パーセント診断はできとんですか。

議長（西岡正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、町が管理している町有のですね施設というのは、本当にたくさんございます。そういうことで言えば、100 パーセントは当然もうできておりません。まあただ、先ほどお話しましたように、今あの、一番まあ重要な学校とかですね、そういう施設につきましては、必要なものは順次ほとんどやっておりますし、まあ旧町でも当然やってたんですけど、やってないところについては、あの、今進めるようにしております。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） あの、学校施設で 1 つ聞きたいんですけども、あの、三河の小学校に以前学校訪問さしてもろたことがあるんですけども、これはあの、耐震の調査をされてどういうことをやるというような計画は上がっとんですか。

議長（西岡正君） はい、答弁願います。はい、教育総務課長。

教育総務課長（山口清君） お答えします。三河小学校につきましては、耐震診断の結果、部分的に補強工事が必要であります。そのことについては、事業計画を立てて実施していくように計画をしております。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） まああの、小学校訪問さしてもろて、まあ、びっくりしたんですけども、まあ、教育施設って言えば、もう少しきちっとしたことで、まあ、子どもは勉強しとんだろなあと、安全なところでしとんだろなというような形で見さしてもろたんですけども、そうではなかったと思っております。校舎も耐震構造にはなってない。また、運動場もああいうこう、あの、フェンスの高いような運動場で北側にあります。小学校の正門前というようなところについてもプールがあると。職員室は全然反対側の南側にあるというようなことなんですけれども、あれ、職員室の位置は変わりましたか。子どもが見えるような運動場側にでもした方がえんと違うかというようなことも話したんですけども、職員室からね、全然職員室から見る景色いうんか、それはもう全然子どもがああ、関係ないところが見えて、普通だったら運動場で子ども危ないことしとれへんかとか、それから、あの、プールの方でとかいうような形の、当然そういう位置にね、職員室の位置も持って行ったり、それから体育館についてもね、中二階のようなところこう上がっていくような体育館になったりしとんですけれども、まして一番問題は、耐震構造いうか、そういう補強がされてないというようなことであつたと思うんですけども、それはどうですか。

議長（西岡正君） はい、教育総務課長。

教育総務課長（山口清君） お答えします。あの、学校施設につきましては、耐震診断の結果、またあの、経年変化による鉄筋コンクリートの疲労等、そういうふうなことで、体力度調査等しております。そういう中で年次計画的に改修計画、それから、補強計画していく計画を持っております。今お尋ねの三河小学校の件ですけども、まあ本当に用地そのものの中に公道が入ってたりっていうようなことで、議員さん方見ていただいたときにもいろんな指摘がございました。お尋ねの職員室の件ですけども、この件につきましても、やはり耐震補強なり、それから大規模改造というそういう事業を持込みながら実施していく必要があるんじゃないかと思います。単独でなかなか改修していくという、そういう状況にはなりにくいのが現状であります。できるだけ早い時期に対応していくという、そういう考え方で計画は進めております。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） あの、町長ね、僕はほかの人に聞きたいんやけど、まあ、町長に聞きますけども、あの、1つの問題はね、これあの、各いろんな小学校とか体育館とかいうようなところは避難場所になっとんです。その有事の場合の。そういう形で幕山小学校の避難場所って500人の受入れる幕山小学校の避難場所、これ改築を要する小学校です。また、上月の小学校、これ補強工事する、これ500人の非難場所。体育館について、上月の体育館なんですけども、これ、改築、これもするんですけど、これも500人の避難場所なんです。それから、久崎の小学校についても、800人の避難場所、ほんで今話しました三河小学校についても200人の避難場所。こういう一番いざいうときに逃げにくい、避難しにくいような子どもたちがおる場所が、未だ安心、安全の施設ではないというような形で、まあ順次やっていくというようなこともあるんですけども、早急にね、やっていかなんだら、避難場所ですよっていうような形で、この暮らしのガイドブックにも書いてます。そういう施設が果たして避難場所で適切なんかないことになると、適切でない。そ

ういうことは一番にね、やっぱり危機管理意識というものはね、よりよい、安心、安全の教育環境の整備をやっていくっていうようなことを、それでもさすが新しい町になって、学校の施設、安心して子どもを預けれるなあと。いざ何かあったときには小学校に逃げよと、小学校の体育館に逃げるんやぞとかいうようなことは、親が口癖にでも言えるような、そういう施設を早急にやっていくという姿勢がね、やっぱり一番大事じゃないかと思うんですけど、その点どうですか。

議長（西岡正君） はい。町長、答弁願います。

町長（庵道典章君） まああの、当然こういうその、施設の安全性の確保というのはね、これは施設を設置するもの、特に行政の側とすれば、あの、責任があるわけです。ですから、このことはですね、この合併して新しい町になったどうのじゃなくって、以前からまあそのことは指摘される中でですね、それぞれで責任持ってそれを進めていくと。ただ、この施設というのは、それかと言って、すぐにですね、こう建替えが簡単にいけるということじゃなくって、やはり大きな財源も伴います。それによってまあ、順次行っていくということになります。当然あの、新町になって全体の新佐用町の中にたくさんの施設があるわけですが、この点についてはそういう重要な避難場所になっているような施設からですね、優先してまあ、施設を改良していくということで、まああの、上月の先ほど答弁させていただきましたけども、久崎は体育館、これも非難場所になってます。この体育館を今年もう改築します。来年は、上月の小学校の体育館の改築も計画しております。三河の小学校等につきましてはですね、これはまあ場所がね、そのどうのっていうのは、まあ土地の問題でやむを得ない、こういうところはどうしても変えられませんがね、校舎等については一部の耐震化ということで、まああの、一応全面的なね、改修ということにはならないんですけども、そういう補強で済むわけです。そういうことについても、当然計画もしております。また、住宅等についての、先ほど答弁しましたけども、耐震の調査なんかもしていくということですのでね。まああの、御指摘のように新町になったから一遍にガラッとこの新しくなるというもんじゃない。これまでのたくさんのものを引継いだ中でですね、ひとつずつやっていかなきゃいけないということですので、まああの、できるだけ早くね、そういう問題に対しての対応ができるようにも努力をしていきたいというふうに思います。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） あのね、もうほんなら、すぐにやれっていうこと言いよんじゃないんです。あの、避難場所としてね、こういう形で住民にお知らせをしとるということについてね、この校舎については耐震性ができてないさかいに、例えば何年度には改築するから、それまではマップに避難場所としてしとるけども、それは耐震性、水害とかそれはまた別なんですけども、地震のときにはあっちは逃げたってあかんでっていうようなことも含めてね、住民が知っておくっていうことが一番大事なんです。あの、有事のときには慌ててどうこうじゃなしに。そやさかいに、何年度にやるっていう計画は当然あってえんですけれども、住民にここは安全ですよっていうような形で、町内の避難場所っていうような形でしていいたら、これはえんですかっていう話になるさかいに、そうじゃなしに何年度から改築する、耐震構造に補強していく、その間はここは危険ですよって、危険なと

こですよってというようなことも知らせるっていうことは、やっぱり行政の役割やと思うんです。そやさかいに、今、このまんまこうしていくと、安全なところですよっていう形で避難場所では、これはないですよっていうことだけ住民はしっかりしておく必要があると思うんです。そやから、その順次ね、当然、何年度、何年度というような形で補強工事、あるいは改築工事をしていくっていうことは、いろんな問題がそこに、予算の問題もありますし、いろんな教育施設の枠取りの問題もあっていうことは、それはよう分かっておりますので、その辺だけは住民にはしっかりお知らせをしていってもらいたい。それだけ指摘します。

それと、こればかりしよったら時間がないので、もう1つだけ。私も一番初めにお話さしてもろたように、あの、安全、安心のまちづくり、水害のときまで想定してなかったということがあったかも分かんないんですけども、佐用の小学校、それから佐用のあの、保育所については、佐用の小学校で250人、保育所で100人は非難場所ですよ。ほんなら16年のあの水害のときに、ほんなら佐用の小学校に橋からこっちの人は、小学校に避難せえって言うたって避難できないんです。ほんなら、この体育館、潰すって言いよった体育館、置いとって良かったと思うんですけども、この体育館に避難してくださいというの非難勧告も出ました。避難しよう思ってた、腰以上のところに水が来て避難できない。そういう教訓をあの台風は私たちに教えてくれたんです。橋から向こうの集落の人については、「小学校に避難してください」「保育所に避難してください」、これはええと思います。橋からこっちの人、当然町うちと言いますか、この商店街、駅前周辺の人、避難勧告が出たところの人、どこへ避難したらえんですか。お聞きします。

議長（西岡正君）

はい、町長。

町長（庵逄典章君）

はい。まあ、その災害の状況によってですね、避難場所に設定していても、避難場所は避難にはならないと、避難できないという場所も出てきます。まあそういうことを、ひとつの経験の中でですね、1箇所にな、集めて、ここが避難場所ですよってということで、逆に避難を促すとですね、かえってそこまで来るのに事故に遭う、その災害に遭ってしまうという可能性もあります。まあ、そういう意味ではですね、今、地域の自主防災という中で、地域、地域で避難場所というものも、皆さんと一緒に考えていただくと、住民の皆さんが考えていただくということもね含めて、地域防災の今、体制というものを作っていただいているところです。まあ、町としては、あのまあ、ひとつの公共施設というものがね、やはり避難場所という形に、というのはまあ、たくさんの方が集まるということになればですね、そういう場所しか、広さから言ってもないんですけども、確かに地形的にね、この裏、今であればこの役場、文化情報センター、そういうところがひとつの公共施設ですけども、先ほど御指摘のように、災害になってそこに浸かってしまったらそこへ行けないことは確かです。ですから、そうなればもっと高いところのお宮とか、佐用で言えば龍山神社の方に避難するとかですね、佐用坂の方に避難するということもしていかなくちゃいけないわけです。しかしまあ、その辺は、まだ全部の人が集まる場所があるかと言ったら、それはないわけですから、この点については、そういう場合に地域の皆さんがある程度集落ごとですね、そのときにどうするかということも含めて、これから考えていただくと。それがまあ、ひとつの大きな自主防災ではないかなというふうに思っております。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君）

はい、森本和生君。

19 番（森本和生君）

あの、とりあえず、あの、この新町になってね、今までの旧町のときからもうやっていくんだという話もされましたけれども、新町になって、やっぱりここは違ったな、今までの旧町ではそこまで考えてくれなんだけど、新町になってしっかりと安全、安心のまちづくりについて一生懸命やってくれておると、またそういう形で庵迺町長は考えていっきょうがなというような、そういう姿勢がね、きっちりと今切り替えていくということが、住民、町民の安全意識がつながっていくと思うんです。そやから、その辺のことはね、あの、十分指摘しておきますので、災害はいつ起こるか分かりませんので、その点だけまあ、その関係の課長さんも、皆さんもずっとこうおられますんで、そういう意識をきちっと持って、避難場所についても、きっちりとあの、適切に住民にお知らせをしていただきたい。そういうふうに思っております。

それから、3 番、若者定住につながる快適で便利なまちづくりということで、町長は家の前まで自動車の入らない家は、何とか負担なしでやっていくということの明解な答弁をいただいたわけなんですけども、これもね、その自分とこの家の前までというような形だったら、その人だけが便利になるというような感覚でなしにね、やっぱり集落の中の 1 軒として、合併協議会の中でも、1 級町道、2 級町道、3 級町道っていうような色分けをきちっとしてね、1 級町道は部落と部落を結ぶところを 1 級町道ですよとか、それからまあ、家があるところまでは 2 級町道で指定しますよと、それからまた、3 級町道については林道とか、そういう作業道とか、家のないところが 3 級町道ですよと。ほんならその 1 級町道、2 級町道の新設については、100 パーセント公費でやりますよというようなことでやられておりますので、それにはまあ、何ぼかの条件はあるということは分かっておりますけれども、そういう形でね、早急にそういうことも含めて、底辺のレベルいうもんをある程度水準のどこまでこう上げたまちづくりをきちっとして、それから新たなやっていくということも大事なことで、その辺のことだけでもう一度確認しますけども、早急にそれを調査してやれるところはドンドンやっていくという考えだと思えるんですけど、もう一度だけ答弁お願いします。

議長（西岡正君）

はい、お答えください。町長。

町長（庵迺典章君）

まああの、いろいろな住環境整備というのが、課題があるんですけども、その今の生活の中でですね、道路というのは一番基礎になるものだというふうに認識をしております。まああの、その道路においてもですね、この車がなければ毎日の生活が成り立たないような状況の中でですね、各家までこの車が通じる、このことがまあ生活環境のまあ一番基礎になる、基盤になっているということだと思っておりますので、まああの、そういうことでこの長い間かけてですね、これまでも道路の整備ということに努力をされてきたというふうに思っております。ただ、未だにまあ状況によって、車が入れないような場所が、地域があると。これは家が密集してるところで入れないというところもありますし、また、1 軒の家でですね、なかなかそこまでの道路というものが整備されてないというところもあると思います。まあ、そういうところも少なくなっているとは思いますが、今後ともそういうところの改修に向けてね、町としては計画的に取り組んでいかなきゃいけないというふうに思います。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君）

はい、森本和生君。

19 番（森本和生君）

まああの、私もびっくりしとんですけれども、旧の佐用町ではこんなところはないだろうというような形で思ってたようなところはたくさんあります。新しい大きな町になりますと。そういうことも含めてね、やっぱりあの、「今まで何でそういう家の門まで車が入るようなこと、だれも言うてくれてなかったんですか」とっていう話もしたら、「そんなんだれも言うてくれへん」と、「辛抱しとったんや」とっていうような話もあります。あの、今も話しましたように、道いうもんはね、自分とこ、その人の家だけが便利になるということじゃなしに、部落のやっぱり回覧とか、それから、隣保のいろんな情報の広報とか、いろんな形の配り物とか、それから郵便とか、それからまたそういう公共的なそういう道についても、公共性があるものでありますんでね、当然そういうことを整備していくということが、やっぱり若者定住になったり、新しい町になって良かったなっていう実感がそこで湧いてくるようなことになると思います。やっぱり、人と町と自然がきらめく共生のまちづくりを目指すんだっていうようなね、きっちりしたうたい文句で、新しい町が発足しておりますし、一人ひとりを大切にする、地域住民の触れ合いを通じて、住民一人ひとりが社会に参画し、子どもも高齢者、障害のある人もない人も、すべての町民が安心して暮らしていける福祉社会を新しい町では、みんなで目指してやっていきたい。そのように思っておりますんで、その点、指摘した分もありますけど、一生懸命やっていただきたい。

以上です。終わります。

議長（西岡正君）

森本和生君の発言は終わりました。これで通告による一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会等開催のため、明 6 月 15 日から 6 月 26 日まで本会議を休会したいと思いますますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君）

御異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、来る 6 月 27 日、午前 10 時より再開いたします。

それでは、本日これにて散会いたします。どうも御苦労さんでございました。

午後 1 2 時 0 5 分 散会
